

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金等の額
<p>●損害保険金</p> <p>保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。</p>	<p>●損害保険金</p> <p>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または保険価額<sup>(注1)</sup>のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>損害保険金 = 損害の額<sup>(注2)</sup> × (保険金額<sup>(注3)</sup> / 保険価額)</p> <p>(注1) 保険価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価額<sup>(注4)</sup>をいいます。</p> <p>※1 保険の対象の価額</p> <p>再調達価額<sup>(注5)</sup>から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額<sup>(注6)</sup>を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額<sup>(注7)</sup>をいい、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>※2 再調達価額</p> <p>保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>※3 減価額</p> <p>保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>※4 再作成または再取得するのに要する額</p> <p>再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式<sup>(注8)</sup>によって算出した額とします。</p> <p>損害の額 = 修理費 - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額<sup>(注9)</sup> - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</p> <p>※1 算式</p> <p>算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>※2 増加額</p> <p>保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注3) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。</p>
<p>●修理付帯費用保険金</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用<sup>(注)</sup>をお支払いします。</p> <p>(注) 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</p>	<p>●修理付帯費用保険金</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用<sup>(注)</sup>(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。</p> <p>(注) 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</p>
<p>●損害防止費用</p> <p>事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。</p>	<p>●損害防止費用</p> <p>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)</p>

●権利保全行使費用

引受保険会社が取得する権利<sup>※</sup>の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。  
(注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

●権利保全行使費用

引受保険会社が取得する権利<sup>※</sup>の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。  
(注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。